平成２２年（フ）第６号
千葉県長生郡睦沢町下之郷2100番地２
破産者　高原　知良
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７７号
千葉県市原市辰巳台東４丁目10番地　雇用促進住宅市原宿舎３棟402号
破産者　末吉　正人
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９８号
東京都調布市深大寺北町２丁目45番地４
破産者　三峰工昇株式会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９９号
東京都調布市深大寺元町２丁目31番地４
破産者　渡邊　峰男
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２９１２号
横浜市西区平沼２丁目１番９号
破産者　株式会社アクティブ
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１１号
富山市晴海台９番１―107号　雇用促進住宅、手続開始時の住所富山市粟島町１丁目17番16号
破産者　金山　　孝
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成１７年（フ）第６６１３号
大阪市港区海岸通３丁目２番３内
破産者　株式会社上田技建
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第３３９７号
大阪府八尾市刑部３丁目58番地の15
破産者　有限会社新和
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５９１５号
大阪市東淀川区西淡路２丁目８番15号
破産者　株式会社岸組
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２７号
大阪市天王寺区生玉前町３番25号
破産者　株式会社ギア
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５８３号
大阪市平野区加美東６丁目10番４号
破産者　株式会社大塔金属工業所
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６９号
大阪府摂津市別府１丁目20番４号
破産者　有限会社フラワーショップみどり
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３５号
大阪府門真市大字下馬伏152番地
破産者　株式会社コダマ
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１９９号
大阪府泉大津市汐見町24番地の21
破産者　日生興産有限会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３７７号
大阪市大正区鶴町３丁目１番９号
破産者　近畿高速運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３０号
大阪市生野区中川５丁目６番10号
破産者　有限会社岡島米販
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７７号
大阪市東淀川区北江口２丁目５番２号
破産者　不二総合建材株式会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８号
大阪市中央区南船場１丁目３番27号ＩＦＰ南船場ビル
破産者　株式会社アイ・ダヴリュー・エイ・ツアーコーポレーション
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４号
大阪市北区東天満２丁目４番21号
破産者　アークライト・ソフト株式会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１９号
大阪市北区梅田３丁目２番14号大弘ビル内
破産者　株式会社みるとにあ
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５６３号
大阪市西淀川区野里１丁目８番６号
破産者　中西運送有限会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２６号
大阪市住吉区万代東２丁目３番11号
破産者　有限会社浪速技研
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部